

国民健康保険

問合せ先 国保年金課

国民健康保険証の更新

「新しい保険証を送付します」

現在交付している保険証（桃色）は11月1日以降使用できません。

新しい保険証（水色）を10月下旬に簡易書留郵便で送付しますので、届き次第、新しい保険証を使用していただき、古い保険証は破棄してください。

75歳になる人

11月1日以降に75歳になる人は、保険証の有効期限が75歳の誕生日の前日となっています。それ以降は後期高齢者医療制度の対象となるため、新たに後期高齢者医療制度の保険証を75歳になる前に郵送します。

外国籍の人

来年の10月31日までに在留期間の満了を迎える外国籍の人は、保険証の有効期限が在留期間の満了日までとなります。在留期間を延長した場合、保険証の更新手続きが必要ですが、



保険料の納付はお済みですか？
11月1日(月)は

第5期分の納期限です

保険料を未納のままにしておくと、保険証の有効期限が短くなるほか、資格証明書の交付となる場合があります。また、納期限までに納めた人との公平性を保つため、滞納している人の財産（不動産・預貯金・給料など）を調査し、差し押さえることもあります。保険料は、納期内に収めましょう。

口座振替をご利用ください

国民健康保険料を年金から差し引いて納付される人以外は、原則、口座振替での納付をお願いしています。口座振替は一度の登録手続きで納期ごとに自動的に引き落としされるため、納めに行く手間も省けます。

また、保険料の還付が発生した場合には、口座への振込で還付しますので、還付のたびに申請していただく必要もありません。現在、納付書で納付している人は、便利で納め忘れのない口座振替の手続きをさせていただき、口座振替の推進にご協力をお願いします。

※国保年金課窓口では、専用端末にキャッシュカードを通し暗

証番号を入力することで、口座振替の手続きができますので、ご利用ください。（大阪泉州農業協同組合、近畿労働金庫は除く。また、一部取り扱いできないカードもあります。詳しくは問い合わせください。）

【電話での納付相談を

受け付けています】

納付が困難な事情がある場合は、納付猶予や分割納付の相談もできますので、電話で相談してください。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で収入減少した場合など、申請により保険料の減免を受けられることがあります。減免申請についての詳しい内容は、問い合わせただけか市ホームページをご覧ください。

後期高齢者医療制度

ジェネリック医薬品を 利用してみませんか？

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品（これまで使われてきた新薬）の特許が切れた後に販売される医薬品で、先発医薬品と同じ有効成分を同量含み、同等の効き目があると国に認められた医薬品です。ジェネリック医薬品は開発にかかる費用が抑えられていることから、先発医薬品より安価で経済的です。

ジェネリック医薬品に切り替えるには、医師や薬剤師に相談してください。

【切り替え時の「注意」

- 先発医薬品と色や大きさ、形などが異なることがあります。
- すべての先発医薬品に対してジェネリック医薬品が対応しているわけではありません。
- 使用できる病気（効能）が異なるなどの理由で切り替えできない場合があります。
- 医療機関、薬局によっては取り扱っていないジェネリック医薬品もあります。

問合先 大阪府後期高齢者医療広域連合 給付課（☎06・47

90・2031 Fax 06・4790
2030

